

おける宗教教育に関する今日の状況と生徒のアイデンティティ」富坂キリスト教センタープロジェクト「日本の国公立学校における宗教教育研究会」二〇〇六年。

(13) 韓国教育開発院『二〇〇四年教育統計年報』二〇〇四年。

(14) 市川誠「韓国の宗教系私立学校——公教育における位置づけ——」立教大学キリスト教教育研究所編『キリスト教教育研究』一七、二〇〇〇年。岩井洋「インタビュー調査を通してみた韓国の宗教教育」、市川誠・津城寛文「調査記録」、井上順孝編『高等教育における宗教の扱いに関する日韓比較』平成一四年度一五年度科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇四年。

(15) 金貴聲「仏教系・圓仏教系学校の宗教教育が抱える問題」国際宗教研究所編『学校の中の宗教』新書館、一九九八年。

(16) 中光澈の発表（前掲）内の註釈。井上順孝前掲、二〇〇二年。

(17) 金貴聲の発表「円仏教の宗教教育の課題と展望」参照。井上順孝前掲、二〇〇二年。

(18) 『韓国人の宗教と宗教意識』韓国ギャロップ、二〇〇四年、一七頁。

(19) 井上順孝編『第三回「韓学生宗教意識調査報告書」「宗教と社会」学会・宗教意識調査プロジェクト、国学院大学日本文化研究所・総合プロジェクト、二〇〇五年。

(20) 元光浩「韓国のキリスト教学校と教会」『キリスト教学校教育』二〇〇二年、一二月号、参照。

(21) 『朝鮮日報』二〇〇四年九月一四日。

(22) 『朝鮮日報』二〇〇四年一〇月五日。

(23) 李春善、前掲（口頭発表原稿）二〇〇六年。

(24) 『国民日報』二〇〇四年九月二五日。

特集 宗教教育の地平

英米の事例に見る宗教教育の新たな方向性

はじめに

本稿では、宗教教育の新たな分類法を提案し、それに基づき宗教教育をめぐる他国の動向を整理する。他国の動向という点、日本では多くの人が、「先進国ほど政教分離が徹底しており、したがって公立校で宗教教育が行われることはないだろう」と想像するのではないだろうか。しかし実際には、たとえばイギリスは現在も国教制を維持しており（イングランドは英国国教会、スコットランドは長老派）、公立校を含む全ての学校で中学まで「宗教」の授業が必修である。この必修制は一九四四年の教育法で制定されてのち、今日まで続いている⁽¹⁾。他方、政

ふじわら さとこ

藤原聖子

教分離制をとるアメリカやフランスでは、公立校で「宗教」の授業が行われることはないが、そのような国ですら、最近では「独立した授業としてではなくても、何らかの形で宗教を教育に取り入れるべきだ」という声が高まっている。その一因としては確かに社会の保守化という変化があるが（特にアメリカの場合）、より大きな原因としては、社会の多民族化や二一世紀に入って先進国内で発生したテロ事件を受けて、さまざまな宗教について知っておくことは一市民として必要だという認識が広まっていることがある。

そのような中で、日本では二〇〇六年一二月の教育基本法改正により、宗教教育の条項に「宗教に関する一般

的な教養……は、教育上尊重されなければならない」というフレーズが付け加わった。この変更は、これだけをとってみれば全く問題ないどころか、むしろ先進諸国の動向に沿ったものに見ええる。しかし、問題はまさに、このような抽象的な文言がどのような形で具体化されるかというところにある。他国の動向と日本の現状を比較するならば、他国では宗教教育に対してさまざまな取り組みがなされているのに、日本における議論は非常に一面的である（後述するように、中立的と思われる「宗教知識教育」と政治的と批判されている「宗教的情操教育」の対比ばかりが表に出てくる）ということがわかってくる。そのような日本の現状の是非を皆で話し合うことが急務であると思われる。そのために、本稿では、他国の事例を紹介することを通して、最終的には日本にとっての課題をいくつか指摘したい。

一 宗教教育の分類・再考

宗教教育の国際比較については、近年教育学から大きな貢献があった。それによれば、途上国にも先進国にも

宗教教育を科目として導入している国もあればいない国もあるが、概していえば、先進国では宗教教育は市民性教育（民主主義社会の一市民としての権利と責任などを学ぶ教育）や多文化教育（諸民族・文化の固有性を尊重し相互理解と共存を目指す教育）としての役割を果たし、また生徒の自律的な価値判断が育成されることを重視するのに対し、途上国では道徳教育や宗派教育（後述）的な宗教教育が行われ、国民統合の手段としての色彩も強いという⁽²⁾。

これとは別に、日本の宗教教育論で長く使われてきた三分法がある。「宗派教育」「宗教的情操教育」「宗教知識教育」である。「宗派教育」は、宗教教育という言葉に対する世間のイメージにおそらく最も近いもの、すなわち特定の宗教の教えを学ぶもの、その宗教の信仰に導き、あるいは信仰を深めることを目的とするものである。言うまでもなく、これは私立校でのみ行うことを許されている。それに対して公立校でも問題なく行うことができる⁽³⁾とされ、実際に行われてもいるのが「宗教知識教育」である。これには歴史や倫理の授業で宗教が関わる

事件や思想が知識として扱われる場合が該当する。残る「宗教的情操教育」が、論争の中心となってきた宗教教育である。「人智を超えた大いなるもの」や「生命の根源」への「畏敬の念」を育てるといったフレーズで表されてきたこの教育は、公立校で行う場合、政教分離に反するかどうか議論されてきた。これまでのところ、情操教育は特定宗教にのみ結びつくものではないので「宗派的」ではないが、宗教心を育てることになるので政教分離制下では不可能であるという意見が主流であり、実施もされていない。しかし、宗教的情操が道徳心の基盤になると考える人々もあり、今回の基本法改正に際しても、基本法に「宗教的情操の涵養」を盛り込むかどうか改めて議論された。

さて、こうした国際比較の試みや分類法に対して、本稿で新たに提示したいのはクロス・オーバーな六分法である。クロス・オーバーというのは、国ごとに分類カテゴリーが一つずつあてはまるというよりも、同じ一つの国の中に六種の教育が存在しているという意味である。なぜ再分類を試みるのかといえば、従来の三分類が基づ

いている〈事実〉と〈価値〉の二分法が、学問的にもすでに批判されて久しいものであるだけでなく、実態を分析する上でも適切ではないからである。

すなわち、宗教知識教育は公立校でも可能だが、宗教的情操教育や宗派教育は不可能であるという議論は、前者は客観的な〈事実〉レベルの教育であり、後者は規範的な〈価値〉レベルの教育だからという理由に基づいている。しかし、事実と価値はそう簡単に単純に分けられないということは、歴史教科書論争を見れば明らかである。客観的事実を伝えるものと想定されている歴史教育も、実際には特定の価値観に基づく解釈によって大きく分裂している。全く同様のことが宗教知識教育についても言えるはずなのに、「つくる会」の歴史教科書や宗教的情操教育を強く批判する知識人も、宗教知識教育については「あつてもよい」と述べるだけで、いたって無警戒である⁽³⁾。わかりやすくは、靖国神社を取り上げるのか取り上げないのか、取り上げるとしたらどのように説明するのかを想像するだけでも、宗教知識教育が孕みうる問題の大きさは一目瞭然である。